宇都宮の環境

(平成20年度 環境状況報告書)



宇都宮市

宇都宮市民憲章

宇都宮市は、恵まれた自然と古い歴史に支えられ、 二荒の森を中心に栄えてきたまちです。 このふるさとに誇りをもち、みんなの力で豊かな未来を築くため、 市民の誓いを定めます。

- 1 健康で、心のふれあう明るいまちをつくります。
- 2 きまりを守り、活気あふれる楽しいまちをつくります。
- 3 学ぶことを大切にし、文化の薫る美しいまちをつくります。



市章明治44年2月14日制定



市の花 さつき 昭和 45 年 4 月 1 日制定



市の花 さつき 昭和 45 年 4 月 1 日制定

「環境都市うつのみや」の実現に向けて

私たちのまち宇都宮は、遠く日光連山を望み、 清らかな鬼怒の流れや緑豊かな丘陵地、田園の緑 に象徴される豊かな自然の恵みを受け、先人のた ゆみない歴史の積み重ねにより、二荒の森を中心 として栄えてきました。

この恵み豊かな地域の環境と、かけがえのない 美しい地球を将来にわたって守り、育み、引き継 いでいくことは、私たちに課せられた大きな責務 です。



このような認識のもと、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な「環境都市うつのみや」を実現するため、平成13年10月に「宇都宮市環境基本条例」を施行しました。

そして、この条例に基づいて、本市における環境の保全と創造に関する取組を総合的・計画的に推進するため、平成15年2月に「宇都宮市環境基本計画 (平成20年4月改訂)」を策定し、本市における環境の保全と創造に関する施策・事業を総合的・計画的に推進しております。

また、昨年6月には、「第2回もったいない全国大会」を開催し、地球上にある全てのものに尊敬と感謝の気持ちをもち、「ひとやものを大切にするこころ」を宇都宮から全国へ、世界へ発信することができたものと自負しております。

本書は、環境基本条例第19条の規定に基づき、平成20年度における本市の環境の状況や環境施策の取組状況等についてまとめたものです。

本書が、関係各位に広く活用され、環境行政に対するご理解を深めていただくとともに、環境保全に向けた具体的な行動に取り組んでいくうえでの一助となれば幸いです。

平成21年9月

宇都宮市長 佐藤 栄一

目 次

第1	部	総	論	
第	1章	宇	・ ・都宮市の概要	
	1	自然	的条件	2
	2	社会	的条件	6
第	2章	環	境行政の組織	
	1	環境	行政のあゆみ	1 1
	2	環境	行政機構	1 6
	3	環境	関連予算	18
	4	環境	審議会	1 9
第	3章	総	合的な環境政策の推進	
	1	環境	基本条例 ————————————————————————————————————	2 1
	2	環境	基本計画	2 3
	3	地球	温暖化対策地域推進計画	2 8
	4	環境	学習基本指針	3 0
	5	環境	マネジメントシステム	3 2
第2	部	各	論(環境の現状と環境施策の取組状況)	
第	1 章	ī ķ	身好で安全な環境が確保され,快適で健やかに暮らせるまち	
	1	大気	環境	3 6
	2	水•	土壌環境	4 4
	3	その	他の生活環境	5 2
第	2章	資	源やエネルギーを大切にし、地球にやさしい循環型社会を実現するまち	
	1	廃棄	物	6 0
	2	資源	・エネルギー	6 8
	3	水資	源 ————————————————————————————————————	7 3
	4	地球	環境問題	7 9
第	3章	多	様で豊かな自然の恵みを感じ、水と緑と人が共生する魅力あるまち	
	1	自然	環境	8 5
	2	身近	- な自然	9 0
	3	自然	の公益的機能	9 6
	4	歴史	的・文化的環境	1 0 5

第41	章 市民みんなの協働でつくる人と環境にやさしいまち	
1	環境配慮対策	112
2	環境教育・環境学習 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	1 1 9
3	環境保全活動	1 2 7
環境	基本計画の取組状況(総括)	1 3 3
у— :	ディングプロジェクトの取組状況	
I	環境マネジメントシステム推進プロジェクト ――――	1 3 5
П	環境パートナーシップ推進プロジェクト ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	1 3 9
環境	犬況報告書に関する意見書(様式)	1 4 3
第3部	資料編(※別冊)	
1	大気環境	1
2	水・土壌環境	1 3
3	その他生活環境	3 3
4	廃棄物	5 2
5	自然の公益的機能	5 3

第1部総論

第1章 宇都宮市の概要

第2章 環境行政の組織

第3章 総合的な環境政策の推進

第1章 宇都宮市の概要

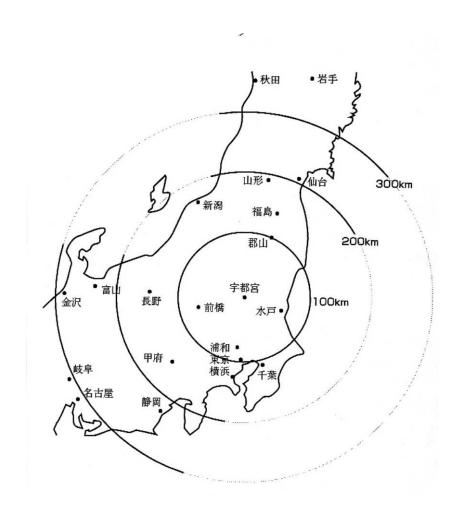
1. 自然的条件

(1) 位置

本市は、関東平野のほぼ北端にあり、栃木県のほぼ中央に位置しています。北西部に大谷、 古賀志の丘陵が起伏し、南東に向かってなだらかに傾斜しており、丘陵地帯の南端となる戸祭 山、八幡山が市街地に接しています。市街地から東・南部にかけては、広大な関東平野が広が っています。

(宇都宮市の位置)

東 端 (氷室町)	東経 140度00分38秒
西 端 (古賀志町)	東経 139度44分34秒
南 端 (茂原町)	北 緯 36度27分50秒
北 端 (宮山田町)	北 緯 36度43分48秒
海 抜(市役所)	1 1 6. 0 7 m



(2) 面積

本市の面積は416.84k m^2 で, 東西約23.97km, 南北約29.53km となっており, 本県面積の6.5% を占めています。

本市の市域の変遷

単位:(Km²)

年 次	事 由	増 減	総面積
明治29.4.1	市制を施行		17.990
昭和 9.1.1	姿川村大字鶴田の一部を編入	0.456	18.446
14. 4. 1	城山村大字駒生の一部を編入	0.899	19.345
17. 4. 1	平石村大字峰を編入	0.84	20.185
24. 4. 1	豊郷村大字大曽の一部(0.897) 横川村大字平松の一部(0.218)を編入	1.115	21.300
26. 6. 1	平石村大字上平出及び上越戸の一部(0.891) 豊郷村大字竹林及び今泉新町の一部(0.169)を編入	1.06	22.360
27. 4. 1	横川村大字江曽島の一部(0.897) 姿川村大字西川田及び鶴田の一部(0.679)を編入	2.339	24.699
6. 1	国本村大字戸祭及び大字宝木の一部を編入	6.367	31.066
28. 6. 1	豊郷村大字竹林及び今泉新町の一部を編入	0.121	31.187
29. 8. 1	河内郡平石村を編入	26.16	57.347
8.1	芳賀郡清原村を編入	41.78	99.127
9.25	河内郡横川村を編入	21.07	120.197
10. 1	河内郡瑞穂野村を編入	20	140.197
11. 1	河内郡城山村(39.70), 豊郷村(25.00), 国本村(25.00) 富屋村(17.30), 篠井村の一部(分村/23.86)を編入	131.36	271.557
30. 4. 1	河内郡雀宮町(17.40), 姿川村(23.90)を編入	41.3	312.857
32. 4. 1	古賀志町の一部を鹿沼市へ編入	-0.327	312.530
平成元.11.1	建設省国土地理院による改訂	-0.37	312.160
平成19.3.31	上河内町(56.96), 河内町(47.72)を編入	104.68	416.840

本市の市街化区域及び市街化調整区域

平成20年3月31日現在

行政区域而積		宇都宮都市計画	上河内都市計画区域(5,696ha)			
行政区域面積 (ha)	市街任	上区域	市街化調整区域		非線引き	
(Ha)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)
41,684	9,199	22.1	26,789	64.3	5,696	13.6

本市の用途地域

平成20年3月31日現在

用途区分	宇都宮都戸	7計画区域	上河内都市計画区域		
用逐色力	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	
第一種低層住居専用地域	1,292.3	14.0	45.4	21.1	
第一種中高層住居専用地域	795.9	8.7	80.0	37.2	
第二種中高層住居専用地域	826.6	9.0	-	_	
第一種住居地域	3,084.6	33.5	42.0	19.5	
第二種住居地域	621.8	6.8	17.2	8.0	
準住居地域	261.9	2.8	-	-	
近隣商業地域	187.2	2.0	-	-	
商業地域	283.3	3.1	-	_	
準工業地域	690.2	7.5	-	-	
工業地域	405.6	4.4	30.4	14.2	
工業専用地域	749.6	8.1	-	-	
用途区分計	9,199.0	100.0	215.0	100.0	
* 参考)市街化調整区域	26,789.0	-	-	-	
* 参考)白地地域	_	_	5,481.0	_	
都市計画区域計	35,988.0	_	5,696.0	-	

(3) 地 形

本市は、北部に本山、飯盛山、北西部に多気山、古賀志山など標高 300~600m の山々が連なり、中央北部には宇都宮丘陵の戸祭山、八幡山等の丘陵性山地が分布しています。

その他の大部分は、関東平野の北部にあたる平坦地であり、田原台地、宝積寺台地、宝木台地、鬼怒川低地等が広がっています。

また、宝木台地西部には、古賀志山等における基盤の露出が見られ、大谷地区では、浸蝕された岩石の露出が見られます。

(4) 地質・地盤

本市は、沖積層が鬼怒川、田川、姿川及びその支流沿いの低地に分布しています。本市の沖積層は、比較的良質な地盤である砂礫層が主体となっています。台地や低地の沖積層の下には、関東ローム層からなる洪積層が分布しています。洪積層は岩盤ほどではありませんが、比較的良質な地盤といえます。

また、沖積層や洪積層の下位、山地の表土下には岩盤が分布しています。耐震上では最も良い地盤です。本市の地盤は、南関東の都市と比較して軟弱な粘土や緩い砂がほとんど分布せず、岩盤が浅く良い地盤を形成しています。

(5) 気象

本市は、太平洋岸から約70km、日本海岸から約150kmの日本列島の内陸部にあたり、夏は35度を超え、冬はマイナス5度以下になる日も多いなど、夏冬の寒暖差が著しく、昼夜の気温差が大きい典型的な内陸性の気候となっています。

また、本市の気候の特徴として、夏季の厳しい雷雨、冬季の日照時間の長さが挙げられます。 平均気温の経年変化を見ると、変動を繰り返しながらゆるやかに上昇しています。これは、 都市化の進展によるヒートアイランド現象や地球温暖化の影響が現れていると考えられます。

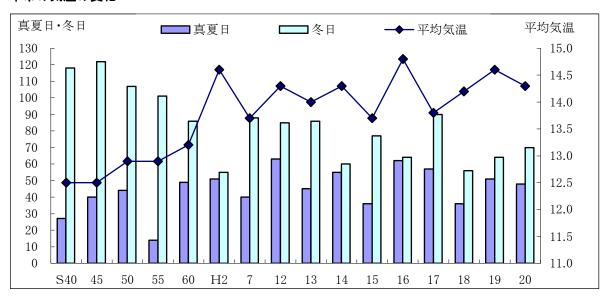
本市の気象概況の推移

	気 温(℃)					降水量(mm)	風速((m/s)	日照時間(h)
年 次	平均	最高	真夏日	最低	冬日	総量	最大	平均	年間
昭和40年(1965)	12.5	35.0	27	-9.8	118	1,414.3	17.5	2.2	2,237.1
昭和45年(1970)	12.5	34.7	40	-11.5	122	1,021.5	14.0	2.2	2,172.3
昭和50年(1975)	12.9	33.9	44	-9.2	107	1,400.0	12.3	1.9	2,240.8
昭和55年(1980)	12.9	32.1	14	-8.3	101	1,456.5	12.5	1.7	2,006.5
昭和60年(1985)	13.2	34.3	49	-10.2	86	1,468.5	9.6	1.9	2,100.9
平成 2年(1990)	14.6	36.0	51	-8.5	55	1,634.0	16.9	2.9	1,924.3
平成 7年(1995)	13.7	36.2	40	-6.2	88	1,403.0	14.3	2.8	2,016.1
平成12年(2000)	14.3	36.5	63	-6.3	85	1,633.5	18.1	2.9	1,996.1
平成13年(2001)	14.0	38.2	45	-7.4	86	1,525.0	15.6	3.0	2,057.8
平成14年(2002)	14.3	36.9	55	-6.3	60	1,571.5	18.4	3.0	1,999.4
平成15年(2003)	13.7	34.9	36	-6.3	77	1,469.0	16.7	2.8	1,765.6
平成16年(2004)	14.8	37.1	62	-5.3	64	1,658.5	16.9	3.0	2,098.2
平成17年(2005)	13.8	36.0	57	-5.9	90	1,333.0	17.1	2.9	2,009.3
平成18年(2006)	14.2	35.5	36	-7.5	56	1,695.5	16.1	2.9	1,644.7
平成19年(2007)	14.6	37.0	51	-4.1	64	1,320.5	15.7	2.9	2,037.7
平成20年(2008)	14.3	35.2	48	-5.9	70	1,596.5	17.6	2.9	1,892.3

※真夏日(最高気温が30℃以上の日) 冬日(最低気温が0℃未満の日)

資料(宇都宮地方気象台)

本市の気温の変化



2. 社会的条件

(1) 市政のあゆみ

宇都宮の歴史は古く、その昔、蝦夷平定のため、初めてこの地に足を踏み入れた豊城入彦命(とよきいりひこのみこと)が開祖と言われており、これを祀った二荒山神社の門前町として栄え、池沼が多いことから「池辺郷」とも呼ばれていました。

「宇都宮」の地名は、藤原宗円が二荒山神社の社号「宇都宮」を氏とし、鎌倉幕府の中枢 にあって、治世をあげたことに由来すると言われています。

江戸時代には城下町として栄え,参勤交代や日光東照宮の造営などにより往来も多く「小 江戸」と呼ばれるほど繁栄しました。

明治17年に栃木県庁が置かれ、同22年に町制、同29年に市制が施行されました。

以後,県内の政治経済の中心となり,また,14 師団が置かれて軍都としても有名となりました。

昭和20年の空襲では、市街地の大半を焼失しましたが、いち早く戦災復興土地区画整理を 進め、全国でもまれに見る復興を遂げました。

昭和29年から30年にかけて、隣接1町10か村を合併編入し、都市基盤の整備を進め、近代的な商業都市としての基礎を整えました。

昭和35年以降は、宇都宮工業団地や内陸では最大規模の清原工業団地等の造成をはじめ、 積極的に工業振興策を推進し、また、昭和59年には「宇都宮テクノポリス」の地域指定を受け、 生産基地から頭脳基地への転換、産・学・住が有機的に結ばれたまちづくりを進めてきました。

交通網は、昭和47年に東北自動車道が、昭和57年には東北新幹線が開通するなど急速に整備され、特に平成3年の東北新幹線の東京駅乗り入れにより、宇都宮~東京間が53分に短縮され、東京圏との交通は一層便利になりました。

更に、平成12年には北関東自動車道が一部開通し、南北・東西の動脈の結節点として、益々人や物の交流が活発化することが予想されています。

また、平成元年には、作新学院大学、帝京大学理工学部、宇都宮文星短期大学が同時に開学し、これまでの商・工業都市に加え、文教都市として大きな役割を担うこととなりました。

一方、昭和57年にニュージーランドのマヌカウ市との姉妹都市提携を始め、中国のチチハル市、フランスのオルレアン市、アメリカのタルサ市、イタリアのピエトロサンタ市と、それぞれ姉妹都市、友好都市の絆を結び、国際理解と平和に向け、市民レベルの交流を活発に繰り広げています。

この間、平成5年に全国高等学校総合体育大会,平成7年に第10回国民文化祭とちぎ95, 平成8年に日本女性会議96が開催されたほか,平成12年には全国都市緑化フェアの会場地となるなど、全国規模のイベントも数多く行われています。

このような中、平成8年には、市政施行100周年を迎えるとともに、中核市に移行しました。 また、平成18年には市政施行110周年を迎えたところですが、平成19年3月には旧上河内町、旧河内町と合併し、北関東初の人口は50万都市となりました。

本市は、恵まれた立地条件や交通条件、各種都市機能の集積などにより、栃木県の政治・経済・文化の中心地であると同時に、首都圏の北の拠点都市として発展を続けています。

(略年表)

(略年表 年	<u>/</u> 月	事項				
明治 元	1					
4		廃藩置県により宇都宮県が設置				
6		宇都宮県の廃止、栃木県への併合				
1 7		栃木から宇都宮へ県庁の移転				
18		東北本線宇都宮〜大宮間が開通				
2 2		町制の施行				
2 3		日光線の開通				
2 9		市制の施行(戸数 6,991 戸,人口 35,234 人)				
4 4	2	市章を制定				
4 5		市庁舎が旭町に完成				
大正 5	3	市内に初めて上水道が給水				
昭和 6	8	東武鉄道宇都宮線が開通				
1 6	9	宇都宮市飛行学校が開校				
2 0	7	空襲により、市街の大半が焼失				
2 2	9	人口が 10 万人に到達				
2 4	5	宇都宮大学(学芸学部,農学部)が開校				
2 5	3	競輪場が完成				
2 9	10	新市庁舎が本町に完成				
3 0	4	人口が 20 万人に到達				
3 6	11	平出工業団地の分譲を開始				
4 0	8	下水道終末処理(田川処理場)を開始				
4 5	4	市花に「さつき」を制定				
4 7	4	市旗を制定				
	8	人口が30万人に到達				
	11	東北自動車道宇都宮〜岩槻間が開通				
4 9	4	清原工業団地の分譲を開始				
5 0	6	中央卸売市場が開設				
	8	第1回宮まつりの開催				
5 4	4	森林公園オープン				
5 5	4	市民憲章を制定				
		市文化会館、市体育館、市立サッカー場がオープン				
	10	栃の葉国体の開催				
		UHF電波中継塔(宇都宮タワー)が八幡山公園に完成				
5 6		市図書館がオープン				
5 7		ニュージーランドのマヌカウ市と姉妹都市提携				
	6	東北新幹線が開通				
5 8		救急医療センターがオープン				
5 9		テクノポリス(技術集積都市)の指定を受ける				
	9	中国のチチハル市と友好都市提携				
0 1	10	人口が 40 万人に到達				
6 1	4	市木に「いちょう」を制定 総合コミュニティセンターがオープン				
	10					
	10	新市庁舎が旭1丁目に完成				
	12	4月1日を市民の日に制定				

年月	1	事項						
昭和63	7	宇都宮清原球場,清原体育館がオープン						
平成 元	4	帝京大学理工学部,作新学院大学,宇都宮文星短期大学が開校						
	5	フランスのオルレアン市と姉妹都市提携						
	10	雀宮地区市民センターがオープン						
2	10	保健センターがオープン						
3	3	うつのみや遺跡の広場がオープン						
		清原地区市民センターがオープン						
		 篠井雀宮地区市民センターがオープン						
	6	総合福祉センターがオープン						
4	4	瑞穂野地区市民センターがオープン						
	6	東図書館、東コミュニティセンターがオープン						
	7	アメリカのタルサ市と姉妹都市提携						
6	4	城山地区市民センターがオープン						
	11	市スケートセンターがオープン						
7	8	イタリアのピエトラサンタ市と文化友好都市提携						
8	3	豊郷地区市民センターがオープン						
	4	中核市へ移行						
		市政 100 周年を迎える						
		平和都市宣言						
		宇都宮環状道路が全線開通						
	6	平成記念こどものもり公園、冒険活動センターがオープン						
		鬼怒ふれあいビーチがオープン						
	9	農林公園ろまんちっく村がオープン						
9	3	宇都宮美術館がオープン						
	4	富屋地区市民センターがオープン						
	12	東の杜公園が開園						
1 0	3	市保健所がオープン						
1 1	4	市消費生活センターがオープン						
	9	本庁舎の一部窓口を午後7時まで延長						
1 2	9	「全国都市緑化とちぎフェア」開催						
	10	国本地区市民センターがオープン						
		市民活動サポートセンターがオープン						
1 3	3	クリーンパーク茂原、環境学習センターがオープン						
	8	茂原健康交流センターがオープン						
1 4	6	平石地区市民センターがオープン						
1 5	4	市教育センターがオープン						
	12	姿川地区市民センターがオープン						
1 6	10	上下水道局庁舎がオープン						
1 7	3	飛山城史跡公園がオープン						
1 8	_ 2	横川地区市民センターがオープン						
	4	市政 110 周年を迎える						
1 9	3	宇都宮城址公園がオープン						
		上河内町と河内町を編入						
	4	子ども発達センターと西部保育園がオープン						
	7	市民プラザがオープン						
2 0	11	宇都宮駅東口新駅前広場がオープン						
2 1	3	市斎場オープン						

(2) 人口

本市の人口は、明治29年(1896年)の市制施行当時の3万5千人から、周辺町村を編入しながら、着実な増加を続けてきました。

昭和45年(1970年)には30万人,昭和59年(1984年)には40万人,平成19年には50万人を突破しました。

近年は、人口の伸び率は徐々に鈍化し、ここ数年は微増となっています。

今後も緩やかに人口増加を続けますが、平成27 (2015) 年に、約51万2千人でピークを迎えた後、人口減少に転ずるものと見込まれます。

人口を年齢3区分別にみると,65歳以上の老年人口の増加が著しく,平成13年(2001年)には14歳以下の年少人口を上回りました。

今後は少子・高齢化の進行が一層顕著になることが予想され、老年人口(65 歳以上)の構成比は人口のピークである平成 27 (2015) 年には 22.2%、平成 34 (2022) 年には 25%へと高まる一方で、年少人口($0\sim14$ 歳)は 13.6%から 12.3%へ、生産年齢人口($15\sim64$ 歳)は 64.2%から 62.7%へと、それぞれの構成比が低下するものと見込まれます。

本市の世帯数は、平成 19 (2007 年) 年の約 20 万 5 千世帯から平成 34 (2022) 年には約 21 万 9 千世帯まで増加すると見込まれます。

また,1世帯当たり人員数は,核家族化の進行や単身世帯の増加などにより,平成19(2007)年の2.46人から平成34(2022)年には2.35人にまで減少すると見込まれます。

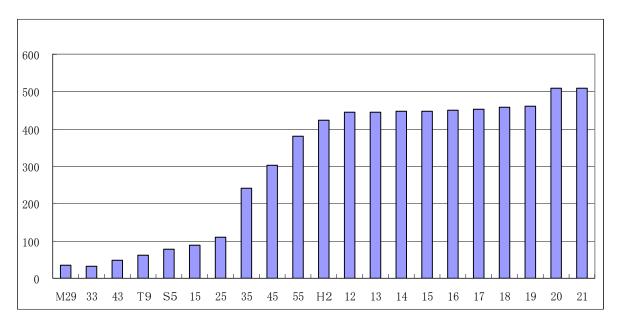
本市の人口の推移

人口(1月1日現在, 昭和60年迄は12月末日) 外国人登録人口(前年12月末日現在)

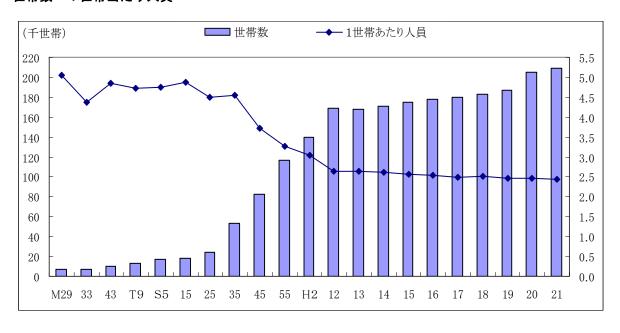
年 次	人口	男	女	世帯数	1世帯あたり 人 員	外国人 登録人口
明治29年(1896)	35,233	17,706	17,527	6,991	5.04	_
明治33年(1900)	31,246	15,906	15,340	7,127	4.38	l
明治43年(1910)	49,355	24,713	24,642	10,177	4.85	_
大正 9年 (1920)	61,429	30,019	31,410	12,987	4.73	_
昭和 5年(1930)	78,646	39,268	39,378	16,599	4.74	_
昭和15年(1940)	87,353	43,057	44,296	17,921	4.87	_
昭和25年(1950)	109,704	53,451	56,253	24,390	4.50	_
昭和35年(1960)	239,749	118,200	121,549	52,819	4.54	_
昭和45年(1970)	303,610	149,677	153,933	81,942	3.71	647
昭和55年(1980)	379,397	187,789	191,608	116,117	3.27	892
平成 2年 (1990)	423,967	211,177	212,790	139,733	3.03	2,359
平成12年(2000)	444,555	222,159	222,396	169,024	2.63	5,880
平成13年(2001)	444,476	222,410	222,066	168,136	2.64	6,979
平成14年(2002)	446,092	223,047	223,045	171,196	2.61	7,151
平成15年(2003)	448,609	224,208	224,401	174,952	2.56	7,714
平成16年(2004)	450,384	225,102	225,282	178,300	2.53	7,728
平成17年(2005)	453,210	226,698	226,512	180,020	2.49	7,658
平成18年(2006)	458,185	229,212	228,973	183,132	2.50	7,760
平成19年(2007)	460,610	230,342	230,268	186,990	2.46	7,781
平成20年(2008)	507,833	253,862	253,971	205,303	2.47	8,061
平成21年(2009)	510,063	255,053	255,010	208,970	2.44	8,093

資料(政策審議室, 市民課)

人口



世帯数・1世帯当たり人員



第2章 環境行政の組織

1. 環境行政のあゆみ

年 次	宇都宮市	国・県・その他
昭和 6		「国立公園法」制定
2 9	「公園条例」制定	「清掃法」制定
3 1	「文化財保護条例」制定	-
3 2		「自然公園法」制定
3 3		「下水道法」制定
		「公共用水域の水質保全に関する法律」制定
		「工場排水等の規制に関する法律」制定
3 5	「西ごみ焼却場(下荒針清掃工場)」完成	
3 7		「ばい煙の排出の規制等に関する法律」制定
3 8	ごみ定時容器収集開始	
4 0	「下水道条例」制定	
4 1	1737/25/1993/1937/2	「栃木県公害防止条例」制定
4 2		「公害対策基本法」制定
4 3	「屋板清掃工場」完成	「大気汚染防止法」,「騒音規制法」制定
4 4	ごみ収集運搬業務の一部民間委託開始	7(7(17)(17)(17)(17)(17)(17)(17)(17)(17)(
4 5	「河川愛護会」発足	「水質汚濁防止法」制定
4 6	「公害対策審議会」設置	「悪臭防止法」制定
40	「五百八水田峨云」以直	「環境庁」設置
		「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定
4 7		「栃木県公害防止条例」制定
4 /	下河原町に「公害研究所」を開設	「国連人間環境会議」開催(ストックホルム)
	「特殊性」に「公音明元別」を開設	「自然環境保全法」制定
4 8		「公害健康被害補償法」制定
40		「化学物質の審査及び製造等の規制に関する
		法律制定
		伝体] 同足 県下で初の光化学スモッグ被害発生
		(佐野,栃木,小山)
4 9		「国土利用計画法」制定
4 9		「栃木県酸性雨等に係る緊急措置暫定要綱」制定
5 1		「振動規制法」制定
5 1 5 2	「理控促入协学」統領	「派别規則伝」則是
	「環境保全協定」締結	
5 5	「河内清掃工場」稼動開始 「環境保全条例」制定	
F.C.		
5 6	「緑の相談所」オープン	
5 7	小学校4年生社会科補助教材発行	
5 8	長岡最終処分場埋立開始	「浄化槽法」制定
5 9	「都市緑化基金」創立	
6.0	「東横田清掃工場し尿処理施設」竣工	
6 3	「新屋板清掃工場」稼動開始	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に
		関する法律」制定
		「第1回気候変動に関する政府間パネル」開催
		(ジュネーブ)
平成 元	「生活排水処理計画」策定	
2		「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関す
		る法律」制定
		「地球温暖化防止行動計画」策定
3	「(財)グリーントラストうつのみや」設立	「再生資源の利用の促進に関する法律」制定
	「都市景観基本計画」策定	
	「一般廃棄物処理基本計画」策定	
	「上水道基本計画」策定	
	「自然環境基礎調査」実施(~4年度)	

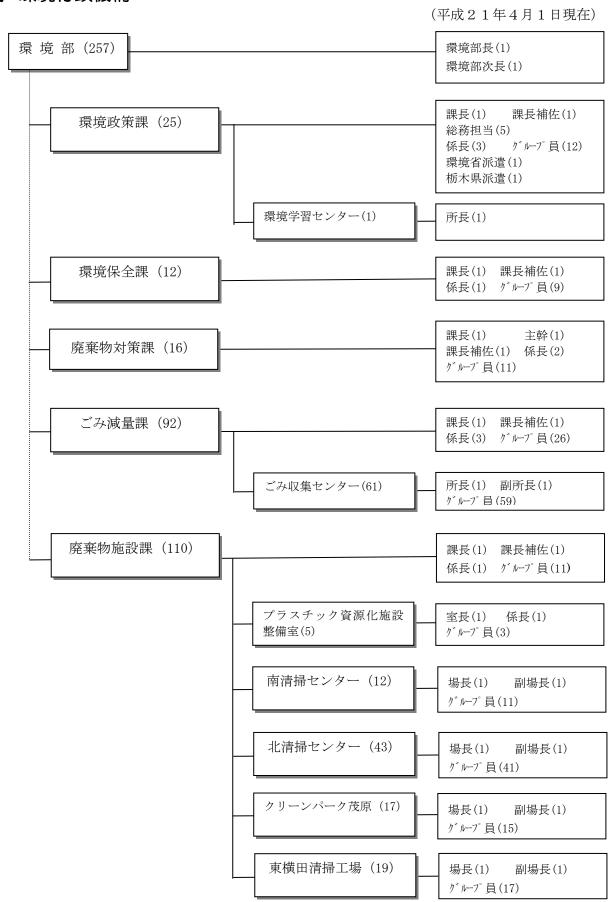
年		月	宇都宮市	国・県・その他
平成	4	4		「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」開催(リオデジャネイロ)
				「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車 NOX 法)」制定
				「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存 に関する法律」制定
	5	11		「環境基本法」制定
		12		「アジェンダ 21 行動計画」策定
	6	12		「環境基本計画(国)」策定
	7	3	「公害対策審議会」廃止,「環境審議会」設置 「環境管理計画」策定	
		4	平成のごみ改革 (5種9分別,半透明ごみ袋使用,粗大ごみ 個別有料収集開始) 「大規模建築物等景観形成届出要綱」策定	
		6		「こどもエコクラブ」発足 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促 進等に関する法律」制定
		12	「屋外広告物条例」制定	
	8	3	「騒音規制法」,「振動規制法」,「悪臭防止法」, 「栃木県公害防止条例」に係る規制指定 「一般廃棄物処理基本計画」改訂	「栃木県環境基本条例」制定
		4	産業廃棄物に関する事務開始	
	9		「環境モニター」制度創設	
		3	「環境活動推進協議会」設置	
		4	「空き缶等の散乱防止に関する条例」施行 「一般家庭用機械式生ごみ処理機購入補助制 度」開始	
		6		「環境影響評価法」制定
		8	「環境配慮指針」策定	
		11	「第4次総合計画」策定	
		12	「栃木県央都市圏空き缶等散乱防止対策協議 会」設置	「気候変動枠組条約第3回締約国会議」開催 (京都) 京都議定書採択
1	0	4	「農業振興地域整備計画」策定	
		10		「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定
		11		「気候変動枠組条約第4回締約国会議」開催 (ブエノスアイレス)
1	1	3	西清掃事業所廃止 「中心市街地活性化基本計画」策定	「栃木県環境基本計画」策定 「栃木県環境影響評価条例」制定
		4	「自然環境基礎調査」実施(~12 年度) 「森林整備計画」策定	
		6	「庁内環境配慮行動計画」策定	
		7		「ダイオキシン類対策特別措置法」制定 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及 び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」 制定
		10		「気候変動枠組条約第5回締約国会議」開催 (ボン)
		12	「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」制定	
1	2	3	「緑の基本計画」策定	

年	月	宇都宮市	国・県・その他
平成 1 2	4		「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に係る法律(容器包装リサイクル法)」完全施行
	6	下荒針清掃工場稼動停止	「循環型社会形成推進基本法」制定
	11		「気候変動枠組条約第6回締約国会議」開催 (ハーグ)
	12	「都市マスタープラン」策定	「環境基本計画(国)」策定(改訂)
1 3	1		「環境省」発足
	3	「新生活排水処理計画」策定 「住宅基本計画」策定 「一般廃棄物処理基本計画」改訂 公衆便所のバリアフリー化実施」 クリーンパーク茂原(焼却ごみ処理施設,リ サイクルプラザ)本格稼動	「栃木県地域新エネルギービジョン」策定 「栃木県環境学習指針」策定
	4	クリーンパーク茂原内に環境学習センター オープン ペットボトル分別収集(5種10分別)開始	「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)完全施行 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」完全施行
	5		「食品循環資源の再生利用等に関する法律(食 品リサイクル法)」完全施行
	6	全市立小中学校の給食用牛乳パック回収実施	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子 状物質の特定地域における総量の削減等に関 する特別措置法(自動車 NOX・PM 法)」制定
	9	「環境保全条例」廃止,「環境基本条例」制定 「空き地の適正管理に関する指導要綱」制定	
	10		「気候変動枠組条約第7回締約国会議」開催 (マラケシュ)
	12	本庁舎において ISO14001 認証取得 「第2次生涯学習推進計画」策定 「都市景観ガイドライン」策定	
1 4	2	「地域新エネルギービジョン」策定	
	3	「野外環境学習活動実行計画」策定 「生ごみ等減量化・資源化計画」策定	「地球温暖化対策推進大綱」策定
	4	機構改革により、環境部が、環境企画課、環境保全課、資源循環推進課、廃棄物対策課、 クリーンセンターに再編	
	5		「土壌汚染対策法」制定 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する 法律(建設リサイクル法)」完全施行
	7		「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」制定
	8	「都心部グランドデザイン」策定	
	10	「リサイクル推進員制度」創設	「気候変動枠組条約第8回締約国会議」開催 (ニューデリー)
	12	全地区市民センターにおいて ISO14001 認証 取得	「自然再生推進法」制定
1 5	2	「環境基本計画」策定 「農業振興地域整備計画」改訂 「行政経営指針」策定 「うつのみや百景」決定	
	3	「第4次総合計画改訂基本計画」策定 「環境学習基本指針」策定	「循環型社会形成推進基本計画(国)」策定 「栃木県エコスラグ有効利用促進指針」策定

年	月	宇 都 宮 市	国・県・その他
平成 1 5	4	「家庭版環境 ISO 認定制度」スタート 「学校版環境 ISO 認定制度」スタート 「市民活動助成基金制度」創設 「市民ボランティア活動保険制度」創設 「住宅用太陽光発電システム補助制度」創設	
	5	「自転車利用活用基本計画」策定	
	10	「身近な生活圏の公園づくり指針」策定 「緑地保全及び都市緑化推進の仕組みづく り」策定	「環境の保全の為の意欲の増進及び環境教育 の推進に関する法律」施行
	11	「資源物持ち去り防止要綱」制定	
	12	クリーンパーク茂原等7施設において ISO14001認証取得	「気候変動枠組条約第9回締約国会議」開催 (ミラノ)
1 6	3	「食料・農業・農村基本計画」策定 「都市観光推進プラン」策定 「大谷観光推進基本計画」策定 「下水道事業基本計画」策定	「栃木県水環境保全計画」策定
	6	「うつのみや環境行動フォーラム」設立	「特定外来生物による生態系等に係る被害の 防止に関する法律(外来生物法)」の公布
	8		「栃木県レッドデータリスト」公表
	10		「栃木県生活環境の保全等に関する条例」公布
	11	「市民協働指針」策定 「地区行政の推進に係る大綱」策定	
	12	「エコパーク板戸」稼動	「気候変動枠組条約第 10 回締約国会議」開催 (ブエノスアイレス)
1 7	2		「京都議定書」発効
	3	「飛山城史跡公園」オープン	
	4		「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)」施行「栃木県生活環境の保全等に関する条例」施行(一部10月1日施行)
	9	「うつのみや人づくりビジョン」策定	
	12		「気候変動枠組条約第 11 回締約国会議」開催 (モントリオール)
18	1		「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋 パートナーシップ第1回閣僚会議」開催(シド ニー)
	2		「石綿による健康被害の救済に関する法律(ア スベスト救済法)」制定
	3	「一般廃棄物処理基本計画」策定 「生活排水処理基本計画」策定	「改正・大気汚染防止法(アスベスト飛散防止 強化)」施行 「栃木県環境基本計画」改定 「栃木県地球温暖化対策地域推進計画」改定
	4	「文化振興基本計画」策定 「生活交通確保プラン」策定 機構改革により,環境企画課が環境政策課, 資源循環推進課がごみ減量課に変更	「改正・大気汚染防止法 (揮発性有機化合物 (VOC) 排出規制)」施行 「第三次環境基本計画(国)」策定 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する 法律 (オフロード法)」施行
	5	「地区行政推進計画」策定	「新・国家エネルギー戦略」策定
	9	「市民協働推進計画」策定	
	11	「不法投棄未然防止推進計画」策定	「気候変動枠組条約第 12 回締約国会議」開催 (ケニア・ナイロビ)
	2	「地球温暖化対策地域推進計画」策定 「宇都宮市役所"ストップ・ザ・温暖化プラン"」策定(旧庁内環境配慮行動計画) 「グリーン調達推進方針」策定	
	3	「食育推進計画」策定 「宇都宮城址公園」オープン	

年	月	宇都宮市	国・県・その他
平成19	5		「国等における温室効果ガス等の排出の削減 に配慮した契約の推進に関する法律(環境配 慮契約法)」施行
	6		「21世紀環境立国戦略」策定
	8	「第1回もったいない全国大会」開催	
	9	「景観計画」策定	
	10		「改正特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン破壊・回収法)」施行
	11		「第3次生物多様性国家戦略」策定
	12		「気候変動枠組条約第 13 回締約国会議」開催 (バリ)
平成 2 0	3	「第5次総合計画基本計画」策定 「ごみ処理基本計画」改訂 「住生活基本計画」策定 「地域教育推進計画(第3次宇都宮市生涯学 習推進計画)」策定	「京都議定書目標達成計画」改定 「第2次循環型社会形成推進基本計画」策定 「栃木県環境学習・環境保全活動推進指針」 策定 「とちぎの元気な森づくり憲章」制定
	4	「環境基本計画(改訂版)」策定 機構改革により、クリーンセンターが廃棄物 施設課に変更	「とちぎの元気な森づくり県民税」創設 「エコツーリズム推進法」施行
	5	「環境協定」締結	「エネルギー使用の合理化に関する法律」改 定
	6	「第2回もったいない全国大会」開催 「日本カーボンアクションプラットホーム」 (JCAP) への参加	「生物多様性基本法」制定 「日本カーボンアクションプラットホーム」 (JCAP)の設立
	7	「みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」施行 「路上喫煙等による被害の防止に関する条例」施行	北海道洞爺湖サミット開催 「低炭素社会づくり行動計画」策定
	8	「スイッチオフday」試行開始	
	10	「エコ通勤推進デー」施行	「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料 としての利用の促進に関する法律(農林漁業 バイオ燃料法)」施行
	12	「低炭素都市推進協議会」参加	「改正地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 「気候変動枠組条約第 14 回締約国会議」開催 (ポーランド) 「低炭素都市推進協議会」設立
平成21	3	「もったいない運動市民会議」設立 「生活環境保全推進計画」策定 「生活排水処理基本計画」改定	「環境情報戦略」策定

2. 環境行政機構



課名	主 な 所 管 事 務
環境政策課	 ・環境施策の企画立案及び総合調整 ・地球温暖化対策の推進 ・環境学習及び教育の推進 ・環境マネジメントシステムの推進 ・もったいない運動の推進 【環境学習センター】 ・環境に関する講座、研修会の開催 ・環境関係情報の収集及び提供 ・環境に関する活動支援 ・再生化した物品の展示・提供
環境保全課	 ・生活排水処理計画の推進 ・浄化槽及び家庭雑排水対策 ・自然環境の保全 ・空き地の適正管理 ・光害等生活環境に係る苦情相談 ・公害関係法令(大気汚染防止法,水質汚濁防止法,騒音規制法,悪臭防止法,土壌汚染対策法,ダイオキシン類対策特別措置法等)に基づく届出の受理 ・水質,大気等に係る環境監視・発生源の監視及び指導,苦情相談,緊急時の措置
廃棄物対策課	・廃棄物対策計画立案(施設整備・産廃3R等) ・きれいなまちづくりの推進 ・一般廃棄物処理基本計画,実施計画の策定 ・廃棄物処理業の許可及び指導等 ・土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例 ・自動車リサイクル法に関すること ・廃棄物適正排出の啓発及び指導等 ・廃棄物に係る苦情処理及び不法投棄の監視等 ・宇都宮市廃棄物処理に関する指導要綱 ・不法投棄未然防止推進計画の推進
ごみ減量課	・ごみの発生抑制,減量化及び資源化に係る計画の推進,教育・啓発 ・ごみ処理基本計画の進行管理 ・家庭系・事業系ごみの発生抑制,減量化及び資源化の推進 ・各種リサイクル法(容器包装,家電,食品リサイクル法)の周知等 ・きれいなごみステーションの推進 ・ごみ収集業務 ・資源物の持ち去り防止
廃棄物施設課	 ・プラスチック資源化施設の整備 ・一般廃棄物処理の基本的事項 ・清掃施設の設計管理及び営繕 ・ごみ(可燃性粗大ごみ含む)の中間処理 ・資源物の回収 ・し尿及び浄化槽汚泥の中間処理

3. 環境関連予算

本市の一般会計決算の推移

(単位:円)

年 度	市全体	環境部関連
昭和50年度(1975)	28,797,294,000	671,578,000
昭和55年度(1980)	60,127,873,000	1,384,589,000
昭和60年度(1985)	77,895,949,000	2,712,407,000
平成 2年度(1990)	113,953,558,000	2,347,657,000
平成 7年度(1995)	145,939,682,000	3,775,483,000
平成12年度 (2000)	149,823,005,000	10,608,199,000
平成13年度(2001)	148,881,339,000	5,783,126,000
平成14年度 (2002)	151,277,281,000	8,010,839,000
平成15年度(2003)	154,324,754,000	11,691,668,000
平成16年度(2004)	153,464,657,107	7,328,016,007
平成17年度 (2005)	144,909,743,603	5,385,190,834
平成18年度(2006)	149,974,563,001	5,388,459,274
平成19年度(2007)	161,081,493,268	5,900,955,690
平成20年度(2008)	163,078,155,366	6,338,121,131

環境部関連決算額(平成20年度)

(単位:円)

	工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	事業費名				
-rl-	I			住宅用太陽光発電システム設置費補助		
政環	環境衛生総務費	快適環境推進費	72,574,053	住宅用人勝儿兜电シペノム故画賃補助 「もったいないうつのみや」の推進		
策境課	環境衛生施設費	環境学習センター費	29,779,525	環境講座企画運営等業務委託		
	四点在什么对	生活環境整備推進費	338,905,084	浄化槽整備事業補助		
環	環境衛生総務費	快適環境推進費	180,723	自然環境保全推進		
境		公害対策調整費	2,227,116	未然防止対策		
保		大気汚染対策費	26,757,943	大気調査		
全	公害対策費	水質汚濁対策費	3,428,270	水質調査		
課		騒音振動対策費	2,673,190	騒音振動調査		
		ダイオキシン等調査対策費	7,843,500	ダイオキシン類調査, 内分泌撹乱化学物質調査		
廃		廃棄物減量等推進審議会費	352,000	廃棄物減量等推進審議会委員報酬, 事務費		
棄		地域環境保全推進費	5,000	栃木県央都市圏空き缶等散乱防止協議会負担金		
物	清掃総務費	清掃管理指導費	648,800	全国都市清掃会議負担金, 事務費		
対策	113310112 232	廃棄物対策費	42,868,290	不法投棄監視パトロール委託料,「宇都宮市みんなできれいなまちをつくる 条例」の事業費, 最終処分場跡地に係る調査委託料		
課		土砂等適正処理対策費	251,796	779,525 環境講座企画運営等業務委託		
_n		職員被服費	1,605,292	作業服,作業靴		
ごみ	 清掃総務費	地域環境保全推進費	9,981,049			
減	1月10000万貝	清掃管理指導費	5,717,622	ごみ適正排出指導嘱託員報酬, 事務費		
量		ごみ減量推進費	84,521,043	家庭用生ごみ処理機器設置費補助、資源物集団回収報償金		
課	ごみ処理費	ごみ収集費	1,062,010,220	収集, 収集運搬業務委託, 車両維持		
	し尿処理費	し尿収集費	155,171,152	し尿収集運搬委託		
		職員被服費	1,808,782	作業服,作業靴		
		清掃管理指導費	1,189,541	車両維持,事務費		
	タイオキシ 廃棄物減量 地域環境 	公衆便所費	11,996,633	公衆便所清掃業務委託		
		公衆便所整備費	1,120,000	設備工事		
		公衆便所維持修繕費	864,312	小破修繕		
廃		ごみ収集費	151,865	放置自転車リサイクル手数料、放置自転車処理業務委託		
棄	デフカロ田弗	ごみ処理施設費	2,045,911,128	施設運転管理, 小破修繕, 施設維持管理		
物	この処理負	ごみ処理施設等整備費	421,543,500	整備工事(清掃工場等)		
施		ごみ処理施設等維持修繕費	510,670,807	修繕工事(清掃工場等)		
設	ごみ処理施設建設費	ごみ処理施設建設費	345,286,500	プラスチック製容器包装資源化施設整備		
課		し尿処理施設費	195,104,719	施設運転管理, 小破修繕, 施設維持管理		
	し尿処理費	し尿処理施設整備費	234,850,400	水処理施設改修工事(東横田清掃工場)		
		し尿処理施設維持修繕費	81,340,875	修繕工事(東横田清掃工場)		
	1 44411	地域下水処理施設費	392,100,451	施設運転管理, 小破修繕, 施設維持管理		
	地域下水 処理施設費	地域下水処理施設整備費	202,387,550	処理施設改良工事		
	人	地域下水処理施設維持修繕費	46,292,400	修繕工事		
		計	6,340,121,131			
			, , ,	 資料(主要な施策の成果報告書)		

資料(主要な施策の成果報告書)

4. 環境審議会

(1) 組織の概要

本市においては、公害対策に関する基本的事項を調査審議するため、昭和 46 年9月に「宇都宮市公害対策審議会」を設置しました。

その後、平成5年11月に「環境基本法」が施行され、同法第44条(市町村環境審議会)において、「市町村は、その区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議するため、環境審議会を設置することができる」ことが規定されたことに伴い、本市においても、平成7年3月に「公害対策審議会」を廃止し、「宇都宮市附属機関に関する条例」に基づき、「宇都宮市環境審議会」を設置しました。

そして, 平成 13 年 10 月に「宇都宮市環境基本条例」を施行したことに伴い, 環境審議会を同条例 20 条に基づく組織として位置付けました。

環境審議会は、市長の諮問に基づき、環境基本計画の策定や環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議することを所掌事務としています。

(2) 環境審議会の開催経過

年 月	審議事項
平成 7年 3月	「環境配慮指針策定に係る基本方針」について諮問
7月	「環境配慮指針策定に係る基本方針」に係る審議
11月	「環境配慮指針策定に係る基本方針」に係る審議
12月	「環境配慮指針策定に係る基本方針」に係る審議
平成 8年 2月	「環境配慮指針策定に係る基本方針」に係る審議
3月	「環境配慮指針策定に係る基本方針」に係る審議
4月	「環境配慮指針策定に係る基本方針」について答申
8月	「空き缶等の散乱防止に関する条例」について諮問
9月	「空き缶等の散乱防止に関する条例」に係る審議
10月	「空き缶等の散乱防止に関する条例」に係る審議,答申
	「うつのみやの環境」について報告
平成10年 2月	「有害大気汚染物質モニタリング実施指針」について報告
	「うつのみやの環境」,「環境配慮指針」,「空き缶等の散乱防止に関す
	る条例」について報告
平成11年 3月	「騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、栃木県公害防止条例に基
	づく規制基準等」について諮問
	「ダイオキシン測定結果」,「うつのみやの環境」について報告
平成12年 3月	「庁内環境配慮行動計画の取り組み」,「IS014001 の認証取得に向けた
	取組み」,「うつのみやの環境」について報告
平成13年 1月	「環境行政のあり方」について諮問
2月	「環境保全条例の見直し,新たな条例のあり方」に係る審議
3月	「環境保全条例の見直し,新たな条例のあり方」に係る審議
5月	「環境保全条例の見直し、新たな条例のあり方」に係る審議(2回)
6月	「環境行政のあり方」について答申
12月	「環境基本計画案」について諮問
平成14年 5月	「環境基本計画案」に係る審議
8月	「環境基本計画案」に係る審議
11月	「環境基本計画案」に係る審議
12月	「環境基本計画案」について答申
平成15年11月	「宇都宮の環境(環境状況報告書)」について報告
平成16年 1月	「環境基本計画リーディングプロジェクトの進捗状況」
一个从10年 1月	「環境パートナーシップ会議の設立」について報告
8月	「宇都宮の環境(平成 15 年度環境状況報告書)」について報告

年 月		審議事項
平成17年	2月	「環境状況報告書に関するパブリックコメント等と市の考え方」につ
	2)1	いて報告
	8月	「宇都宮の環境(平成 16 年度環境状況報告書)」について報告
平成18年	1月	「地球温暖化対策地域推進計画案」について諮問
	3月	「地球温暖化対策地域推進計画案」に係る審議
	8月	「地球温暖化対策地域推進計画案」に係る審議
	0 /3	「宇都宮の環境(平成 17 年度環境状況報告書)」について報告
1	1月	「地球温暖化対策地域推進計画案」に係る審議
平成19年	1月	「地球温暖化対策地域推進計画案」について答申
		「宇都宮の環境(平成 18 年度環境状況報告書)」について報告
	8月	「宇都宮市地球温暖化対策地域推進計画」に掲げた主要施策の
		平成19年度における取組」についての報告
平成20年	3月	「宇都宮市環境基本計画(改訂版)案」について意見聴取
	8月	「宇都宮の環境(平成 19 年度環境状況報告書)」について報告
	0万	「(仮称)生活環境保全推進計画の策定」について報告
平成21年	三2月	「(仮称)生活環境保全推進計画(案)」について報告

(3) 環境審議会委員

(平成21年3月31日現在)

No.		氏	名		役 職 等	区分
1	遠	藤	和	信	宇都宮市議会議員	
2	角	田	和	之	IJ	1号委員
3	手	塚	順	_	IJ	市議会議員
4	工	藤	正	志	IJ	
5	岡		建	雄	宇都宮大学教授	
6	上	田	高	嘉	II	
7	髙	橋	若	菜	宇都宮大学准教授	0日禾巳
8	和	田	尚	久	作新学院大学教授	2 号委員 学識経験を有する者
9	高	Ш	俊	<u>=</u>	栃木県地球温暖化防止活動推進センター	丁映性状で行うづ石
<i>J</i>	PI		· 区		センター長	
10	恩	田	光	憲	宇都宮市医師会 副議長	
11	加	藤	_	克	宇都宮市農業委員会 会長	3 号委員
12	小	島	フミ	カ	宇都宮商工会議所女性部 理事	3万安貝 事業者を代表する者
13	德	原	龍	樹	宇都宮青年会議所 理事	TARCHA/ OR
14	<u> Ξ</u>	宅	徹	治	うつのみや環境行動フォーラム 会長	_
15	松	江	比估	己子	宇都宮市青少年育成市民会議	4 号委員
16	佐々	木	英	明	宇都宮市自治会連合会 会長	4 万安貝 市民団体を代表する者
17	豊		政	子	宇都宮市女性団体連絡協議会	TO THE TAX 1 OF
	<u> </u>				広報副部会長	
18	関	根	秀	男	宇都宮地方気象台 次長	5号委員
10	木	++	裕	子	公募委員	関係行政機関の職員 6 号委員
19	/ \	村_	1竹	丁	公券安貝	環境の保全及び創造に
20	吉	田	啓		公募委員	ついて特に識見を有す ると認められる者

第3章 総合的な環境政策の推進

1. 環境基本条例

(1) 条例制定の目的

近年,都市化の進展や生活様式の変化などに伴い、身近な自然の減少や都市型公害・生活型公害の発生、また廃棄物の増加や不適正処分、さらには地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題など、新たな環境問題が顕在化してきており、私たちの生活基盤を脅かす状況にあります。

本市においては、これまで「宇都宮市環境保全条例(昭和55年制定)」に基づき、主に公害防止の観点から環境保全に関する取組を進めてきましたが、今日の環境問題に的確に対応し、市、事業者、市民の各主体の参加のもと、恵み豊かな地域の環境を将来に渡り、守り、育み、引き継いでいくための新たな枠組みを整備する必要が出てきました。

このようなことから、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な「環境都市うつの みや」の実現を目指して平成13年10月に『宇都宮市環境基本条例』を施行しました。

(2) 条例の内容

①条例の特徴

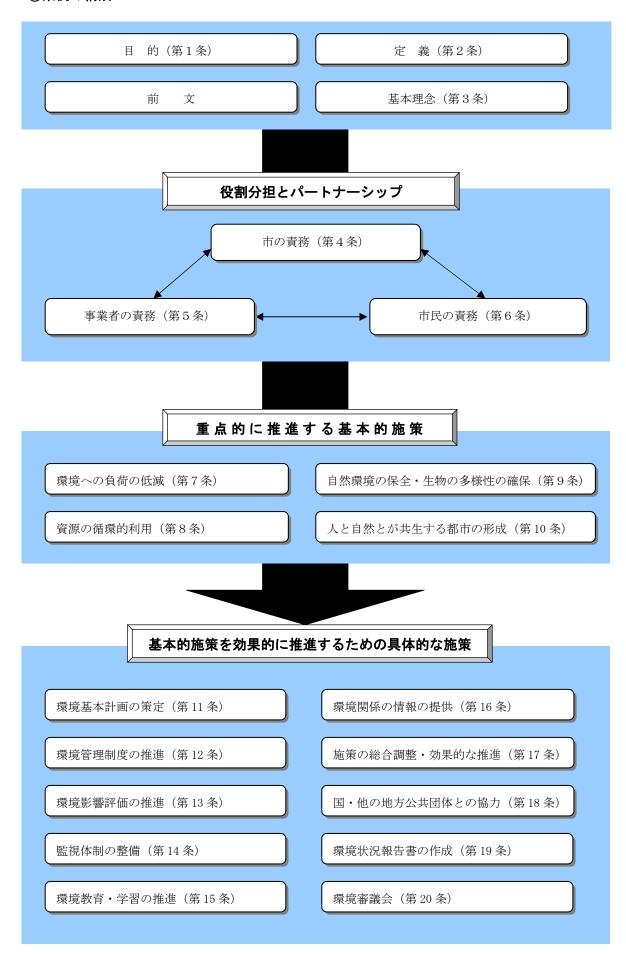
- ・本市の環境の保全及び創造に関する施策の方向を示すとともに、その施策を総合的かつ計画的に推進することを明らかにしました。
- ・市,事業者,市民相互の連携とそれぞれの主体的な取り組みにより,「環境都市」の実現を目指すことを明らかにしました。
- ・これまでの「環境の保全」に加え、人と自然とが共生できる都市を形成するという「環境 の創造」にかかる施策の推進を定めました。
- ・施策の推進にあたり,市及び事業者自らが,より積極的な環境への配慮を行うための具体 的な手法である「環境管理」という考え方を取り入れました。
- ・現在,人類の生存にとって脅威となっている地球環境問題に対して,地域レベルでも対策 に取り組み,貢献していくことを強調しました。

★「環境都市」とは

- ① 社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減する。
- ② 限りある資源を循環できる社会を構築する。
- ③ 自然環境を保全する。(生物の多様性の確保を含む)
- ④ 人と自然とが共生する都市を形成する。

以上の4つの目標を実現した環境にやさしいまちをいいます。

②条例の構成



2. 環境基本計画

(1) 計画策定の目的

環境基本条例の規定に基づき,市,事業者,市民の各主体の参加のもと,基本条例の基本理念や基本的施策の具体化を図り,環境の保全及び創造に関する取組を総合的・計画的に推進することを目的として,平成15年2月に『宇都宮市環境基本計画』を策定しました。

(2) 計画の内容

①計画の特徴

「市民参加による計画づくり」

市民や事業者で構成するワーキングチームを設置して,市との協働により計画素案の作成を行い,パブリックコメントやシンポジウムを開催するなど市民意見を反映した計画です。

「目標達成の目安となる環境指標・数値目標の設定」

各主体が共有する「本市の望ましい環境像」や「まちづくりの基本目標」を掲げるとともに、 目標達成の目安となる具体的な環境指標や数値目標を設定しています。

「計画全体を先導するリーディングプロジェクトの設定」

計画全体を先導する役割を担い、重点的・積極的に取り組む「環境マネジメントシステム推進プロジェクト」及び「環境パートナーシップ推進プロジェクト」という2つの市民・事業者参加型リーディングプロジェクトを設定しています。

「パートナーシップによる計画の推進と進行管理」

市,事業者,市民の各主体が相互理解を深め,協力・連携しながら具体的な環境保全活動に取り組み,市民協働での計画の実現を目指しています。また,計画の進捗状況についてとりまとめた年次報告書を作成,公表し,市民意見等を反映しながら計画を推進します。

②計画の期間

本計画は、平成15年度からスタートし、平成22年度末を目標とする8か年計画です。 但し、今後の環境問題の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。(平成20年4月改訂)

③計画の長期目標

●基本目標1

良好で安全な環境が確保され, 快適で健やかに暮らせるまち ●基本目標 2

資源やエネルギーを大切にし, 地球に やさしい循環型社会を実現するまち

望ましい環境像

みんなで築き 未来へつなげよう 環境都市 うつのみや

●基本目標3

多様で豊かな自然の恵みを感じ, 水と緑と人が共生する魅力あるまち

●基本目標4

市民みんなの協働でつくる, 人と環境にやさしいまち

④計画の体系

基本目標の柱に沿って、環境項目毎の環境目標を示し、施策の方向を明らかにしました。

基本目標	環境項目/環境目標	環境施策の方向
1	①大気環境	(1) 監視体制の整備と充実等
1. 良好で安全な環境が 確保され、快適で健やかに	さわやかですがすがしい,	(2) 発生源対策の充実
暮らせるまち	きれいな大気環境を確保します	(3) 自動車排出ガス対策の充実
	②水・土壌環境	(1) 監視体制の整備と充実等
	清らかでやすらぎのある,	(2) 発生源対策の充実
	豊かな水・土壌環境を確保します	(3) 生活排水対策の充実
	③その他の生活環境	(1) 監視体制の整備と充実等
	おだやかで心地よい, 安心して	(2) 近隣公害等への対応
	暮らせる生活環境を確保します	(3) 有害化学物質への対応
2. 資源やエネルギーを	④廃棄物	(1) 発生抑制の推進
2. 質源やエネルヤーを 大切にし、地球にやさしい	ごみの発生抑制,再使用・再生利用,	(2) 循環資源の再使用・再生利用の推進
循環型社会を実現するまち	適正処分を進めます	(3) 適正処分の推進
	⑤資源・エネルギー	(1) 省資源・省エネルギーの推進
	資源を有効に活用し、環境にやさ	(2) 資源・エネルギーの循環利用の推進
	しいエネルギー利用を進めます	(3) 新エネルギー導入の推進
	⑥水資源	(1) 水源の保全
	自然に育まれた健全な水資源を	(2) 水資源の確保
	守り, 効率的な利用を進めます	(3) 水のリサイクルの推進
	⑦地球環境問題	(1) 地球温暖化防止対策の推進
	一人ひとりが地球市民を認識し, 地球環境保全に地域から貢献します	(2) その他地球環境保全対策の推進
0 4 14 - 4 2 3 4 4 5 5 + 7 3	8自然環境	(1) 自然環境の保全
3. 多様で豊かな自然の恵みを感じ、水と緑と人が共生する	豊かで多様な自然を守り,	(2) 生物多様性の確保
魅力あるまち	自然とのふれあいを確保します	(3) 自然とのふれあいの確保
	⑨身近な自然	(1) 平地林, 里山等身近な自然の保全と活用
	身近に親しめる,潤いのある	(2) 水と緑の快適な都市空間の創出
	水と緑の都市空間を創出します	(3) 緑化及び緑地保全活動の推進
	⑩自然の公益的機能	(1) 森林の公益的機能の保全と活用
	自然の持つ恩恵を持続的に	(2) 農地の公益的機能の保全と活用
	得られる環境づくりを進めます	(3) 河川の公益的機能の保全と活用
	①歴史的・文化的環境	(1) 歴史的・文化的資源の保全と活用
	- 先人から受け継いだ歴史的遺産を	(2) 郷土意識の醸成
	守り,新しい文化を創出します	(3) 新たな文化の創出と活用
4 十日7) かの内間 / 7	⑫環境配慮対策	(1) 環境配慮情報等の共有化
4. 市民みんなの協働でつくる 人と環境にやさしいまち	うつのみやの環境特性を活かした,	(2) 環境配慮に係る仕組づくり
	個性ある地域づくりを進めます	(3) 景観等環境に配慮したまちづくりの推進
	⑬環境教育·環境学習	(1) 環境情報の整備と提供
	市民一人ひとりが環境を大切にする	(2) 環境リーダー等人材育成の推進
	人づくりを進めます	(3) 環境学習の場と機会の創出
	⑭環境保全活動	(1) 市民の活動への支援
	市民の協働により、より良い環境を	(2) 事業者・団体等の活動への支援
	創出する活動の環を広げます	(3) 市, 事業者, 市民の連携の推進

⑤環境指標·数値目標一覧

①大気環境

<u>①大気環境</u>		
環 境 指 標	平成13年度(基準)	平成22年度(目標)
① 大気汚染に係る環境基準の達成・維持を目指します。	二酸化硫黄 → 環境基準達成 一酸化炭素 → 環境基準達成 浮遊粒子状物質 → 環境基準達成 二酸化窒素 → 環境基準達成 光化学オキシダント → 環境基準未達成	環境基準の達成・維持
② 大気汚染に係る濃度指針の達成・維持を目指します。 (非メタン炭化水素)	濃度指針未達成	指針値の達成・維持
③ 有害大気汚染物質に係る環境基準,指針値の達成・維持を目指します。	ベンゼン ⇒ 環境基準達成 トリクロロエチレン ⇒ 環境基準達成 テトラクロロエチレン ⇒ 環境基準達成 ジクロロメタン ⇒ 環境基準達成 アクリロニトリル ⇒ 指針値達成 塩化ビニルモノマー ⇒ 指針値達成 クロロホルム ⇒ 指針値達成 1.2-ジクロロエタン ⇒ 指針値達成 オ銀及びその化合物 ⇒ 指針値達成 エッケル化合物 ⇒ 指針値達成 1.3-ブタジエン ⇒ 指針値達成	環境基準,指針値の達成・維持
④ 大気1リットル中にアスベスト10本以下であることを目指します。	大気1リットル中に10本以下(18年度)	大気1リットル中に10本以下
⑤ 大気のダイオキシン類に係る環境基準の達成・維持を目指します。	環境基準達成	環境基準の達成・維持
⑥ 工場・事業場における排出ガスの排出基準の遵守を目指します。	100%	100%
⑦ 工場・事業場における大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物(VOC)排出ガス基準の遵守を目指します。	100% (18年度)	100%

②水・土壤環境

環 境 指 標	平成13年度(基準)	平成22年度(目標)
① 河川水の生活環境の保全に係る環境基準の達成・維持を目指します。 (水素イオン濃度,生物化学的酸素要求量等)	釜 川 ⇒ 環境基準達成 田 川 ⇒ 環境基準一部項目未達成 山田川 ⇒ 環境基準一部項目未達成 御用川 ⇒ 環境基準一部項目未達成 鑁 川 ⇒ 環境基準一部項目未達成 鑁 川 ⇒ 環境基準一部項目未達成 別 □ ⇒ 環境基準一部項目未達成 現然川 ⇒ 環境基準一部項目未達成 現然川 ⇒ 環境基準一部項目未達成 の恵怒川 ⇒ 環境基準一部項目未達成 「西鬼怒川 ⇒ 環境基準一部項目未達成	環境基準の達成・維持
② 河川水の人の健康の保護に係る環境基準の達成・維持を目指します。 (カドミウム等)	田 川 ⇒ 環境基準達成 山田川 ⇒ 環境基準達成 郷境基準達成 郷川 ⇒ 環境基準達成 釜 川 ⇒ 環境基準達成 姿 川 ⇒ 環境基準達成 赤 川 ⇒ 環境基準達成 元 川 ⇒ 環境基準達成 江 川 ⇒ 環境基準達成 鬼怒川 ⇒ 環境基準達成 東窓川 ⇒ 環境基準達成 東窓川 ⇒ 環境基準達成 東窓川 ⇒ 環境基準連 西鬼怒川 ⇒ 環境基準	環境基準の達成・維持
③ 河川水の要監視項目の指針値の達成・維持を目指します。 (クロロホルム等)	田 川 ⇒ 指針値達成 江 川 ⇒ 指針値達成	指針値の達成・維持
④ 地下水水質の環境基準の達成・維特を目指します。 (カドミウム等)	環境基準・指針値達成	環境基準・指針値の達成・維持
⑤ 河川水,河川底質のダイオキシン類に係る環境基準の達成・維特を目指します。	環境基準達成	環境基準の達成・維持
⑥ 地下水のダイオキシン類に係る環境基準の達成・維持を目指します。	環境基準達成	環境基準の達成・維持
⑦ 土壌のダイオキシン類に係る環境基準の達成・維持を目指します。	環境基準達成	環境基準の達成・維持
⑧ ゴルフ場における水質指針値(排出水・地下水)の遵守を目指します。	100%	100%
③ 工場・事業場における排水基準の遵守を目指します。	95%	100%
⑩ 市域の下水道の整備を進めます。(下水道普及率)【※旧宇都宮市対象】	87. 90%	96. 70%

③その他生活環境

③ての他主治環境		
環 境 指 標	平成13年度(基準)	平成22年度(目標)
① 騒音・振動については、日常生活に支障のないレベルの達成を目指します。 (※騒音規制法、振動規制法、栃木県生活環境の保全等に関する条例の規制に準ずる。)		
② 悪臭については,不快さを感じないレベルの達成を目指します。 (※悪臭防止法,栃木県生活環境の保全等に関する条例の規制に準ずる。)		

④廃棄物

環 境 指 標	平成13年度(基準)	平成22年度(目標)
① 1人1日あたりの資源物以外のごみ排出量を削減します。	(平成12年度) 1,016 g	793 g
② リサイクル率の向上を目指します。	(平成12年度) 15.7%	30. 9%
③ 溶融スラグの有効利用を進めます。 (溶融スラグ利用率)	0 %	100%
④ 最終処分量の低減を目指します。 (最終処分率)	(平成12年度) 11.7%	8.3%
⑤ 不法投棄発生件数を減らします。	(平成17年度) 831件	(平成21年度) 400件

⑤資源・エネルギー

環 境 指 標	平成13年度(基準)	平成22年度(目標)
① 市の施設における新エネルギーの導入を進めます。	4 施設 河内清掃工場 屋板清掃工場 CP茂原 夜間休日救急診療所	増加を目指します。

⑥水資源

環境指標	平成13年度(基準)	平成22年度(目標)
① 漏水を抑制し,有効な水道配水事業を進めます。(有収率)【※旧宇都宮市対象】	85. 05%	88.0%
② 市の施設における雨水貯留設備の設置を進めます。	2 施設 東図書館 宇都宮美術館	増加を目指します。(建物の新改築時)

⑦地球環境問題

環境指標	平成13年度(基準)	平成22年度(目標)
① 市の施設から排出される温室効果ガスの削減を目指します。	(平成17年度) 112,818t- CO2	(平成24年度) 94,055t-C02 (基準年比-17%)
② 市有車(水道,消防含)における低公害型車両の導入を進めます。	(平成18年度) 81.25% (26台/32台)	100%

8自然環境

	環境 指標	平	成13年度(基準)	平成22年度(目標)
(① 環境学習センターで開催する自然環境に関する講座等の参加者数を増やします。	(平成14年度)	2講座(延)150名	増加を目指します。

⑨身近な自然

環境指標	平成13年度(基準)	平成22年度(目標)
① 都市緑地の公有化面積を確保します。【※旧宇都宮市対象】	(平成18年度) 17.3ha	22. 0ha
② 一人あたりの都市公園面積を確保します。【※旧宇都宮市対象】	9.64㎡/人	13㎡/人
③ 市域の緑地協定面積を確保します。【※旧宇都宮市対象】	115. 99ha	230ha
④ 緑化ボランティア登録者数を増やします。【※旧宇都宮市対象】	25名	180名

⑩自然の公益的機能

環 境 指 標	平成13年度(基準)	平成22年度(目標)
① 森林の適正な管理を進めます。(民有林間伐面積)【※旧宇都宮市対象】	272ha	(平成20年度) 1,535ha
② 森林ボランティアの参加者数を増やします。	128名	(平成20年度) 1,089人
③ エコファーマーの認定者数を増やします。	(平成18年度) 505人	(平成24年度) 760人
④ 認定農業者等の農地集積面積を増やします。	(平成18年度) 4,800ha	(平成27年度) 5,700ha
⑤ 都市基盤河川御用川の整備を進めます。 (河川改修率)	13. 2%	40. 90%
⑥ 準用河川, 普通河川の整備を進めます。 (河川改修率)	準用河川 46.5% 普通河川 28.4%	準用河川 54.2% 普通河川 31.5%

①歴史的・文化的環境

が				
環境指標	平成13年度(基準)	平成22年度(目標)		
① 文化財愛護団体を増やします。	29団体(840名)	39団体(1,500名)		
② 文化財の保護活動実施校を増やします。【※旧宇都宮市対象】	6校	20校		
③ 文化財展示施設の一般公開等の来訪者・参加者を増やします。	(平成18年度) 73,404人	200,000人		

①環境配慮対策

環 境 指 標	平成13年度(基準)	平成22年度(目標)
① 家庭版環境ISOの取組家庭を増やします。【※旧宇都宮市対象】	(平成15年度) 201家庭	(平成24年度) 2,000家庭の増加
② もったいない宣言の宣言家庭数を増やします。【※旧宇都宮市対象】	(平成15年度) 0世帯(制度創設前)	(平成24年度) 15,000世帯

①環境教育・環境学習

環 境 指 標	平成13年度(基準)	平成22年度(目標)
① 環境学習センターで開催する環境講座等の参加者数を増やします。	27講座(延)1,097名	増加を目指します。

19環境保全活動

環 境 指 標	平成13年度(基準)	平成22年度(目標)
① 市民活動サポートセンターの登録団体数を増やします。	269団体	600団体

⑥リーディングプロジェクト

環境マネジメントシステム推進プロジェクト

~ 家庭から、学校から、職場から。着実に環境配慮の輪を広げます ~

市、事業者、市民がそれぞれの立場で環境配慮行動に主体的・積極的に取組んでいく ため、本市が認証取得した環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 のノウハウを生かし、環境配慮の輪を家庭や学校、職場など市域全体に拡大します。

(主な内容)

- ○市における I S O 14001 の推進
- → 市の施設への認証範囲の拡大等
- ○市民の環境配慮行動の誘導・促進 → 家庭版環境 ISO 認定制度の推進
- ○学齢期の環境配慮行動の誘導・促進 → 学校版環境 ISO 認定制度の推進
- ○事業者の環境配慮行動の誘導・促進 → ISO 相談窓口の設置、新たな支援策の検討

環境パートナーシップ推進プロジェクト

~ 市民協働で地域の環境づくりを実践していきます ~

市、事業者、市民の各主体が相互理解を深め、協力・連携しながら具体的な環境保全 活動に取り組んでいくための仕組づくりを行い、市民協働による地域に根ざしたより 良い環境づくりを積極的に推進します。

(主な内容)

- ○環境情報の総合的・体系的な整備と提供
- ○ⅠTを活用した市民・事業者参加型の(仮称)環境リネットの開設
- ○環境学習センターを拠点とした環境学習の推進
- ○「うつのみや環境行動フォーラム」を中心とした環境保全活動の推進

3. 地球温暖化対策地域推進計画

(1) 計画策定の目的

『京都議定書』の発効に伴う日本における温室効果ガス6%削減に向け、国における取組や国際的な取組に加え、地域に住む市民一人ひとりが、日常生活や事業活動の各場面において地球温暖化防止に配慮した行動を実践することが不可欠となっています。

このため、地域レベルでの取組を総合的かつ計画的に進めるとともに、市民・事業者・ 行政の各主体が役割分担し、総力を挙げて長期にわたって継続的に対策を取り組んでいく 必要があることから、『宇都宮市地球温暖化対策地域推進計画』を策定しました。

(2) 計画の内容

①脱温暖化社会としての宇都宮市のあるべき姿

本計画が目指す、地球温暖化対策を推進する『環境都市うつのみや』のかたちを、脱温暖化社会としての本市の「あるべき姿」として示します。

「あるべき姿」とは、目前に迫った京都議定書の約束期間までに取り組む短期的な対策だけでなく、長期的視点に立った対策を進めるための目標であるとともに、国や県、市民・事業者との協働による地球温暖化防止の取組を進めるための目標とするものです。

以上のことを踏まえ、脱温暖化社会としての宇都宮市の「あるべき姿」を以下のように示します。

『資源やエネルギーを大切にした、二酸化炭素の排出が少ないまち』

- ・日常生活や事業活動において省エネルギー・省資源に心がけた環境にやさしいライフス タイルや、環境に配慮したビジネススタイルが実践されるまちを目指します。
- ・地域のエネルギーの有効活用や、バランスのとれた環境配慮型の交通体系の整備などに よる二酸化炭素の排出が少ないまちを目指します。

②計画の期間

2007年度(平成19年度)から2012年度(平成24年度)までの6か年計画です。

③基準年度

基準年度は『京都議定書』と合わせ以下のとおりです。

二酸化炭素,メタン,一酸化二窒素	1990年度 (平成2年度)
ハイドロフルオロカーボン,	1995年度
パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄	(平成7年度)

④施策の体系

1 環境にやさしいライフスタイルの促進

- (1) 市民の省エネルギー・省資源型ライフスタイルの促進
 - *環境保全行動の促進
 - *省エネルギー・新エネルギー設備の積極的な導入促進
 - *低公害車や低燃費型自動車の積極的な導入, エコドライブ普及促進

(2) 市民のごみの減量やリサイクル行動の促進

- *家庭からのごみ発生抑制の促進
- * 適正な資源循環利用の促進
- *市民協働によるごみの減量化・資源化の促進

2 環境に配慮したビジネススタイルの促進

- (1) 事業者の省エネルギー・省資源型ビジネススタイルの促進
 - *環境管理行動の促進
 - *省エネルギー・新エネルギー設備の積極的な導入やESCO事業の普及促進
 - *低公害車や低燃費型自動車の積極的な導入、エコドライブ普及促進

(2) 事業者のごみの減量やリサイクル行動の促進

- *事業者からのごみ発生抑制の促進
- * 適正な資源循環利用の促進
- *市民協働によるごみの減量化・資源化の促進

3 二酸化炭素の排出が少ないまちづくりの推進

- (1)地域のエネルギーを有効に活用するまちづくりの推進
 - *新エネルギーの導入促進
 - * 省エネルギー対策設備等の普及促進

(2) バランスのとれた環境配慮型交通体系の整備の推進

- *公共交通機関や自転車などの利用促進
- * 都市交通の円滑化の推進
- *コンパクトで機能的なまちづくりの推進

(3) 二酸化炭素吸収のための緑の確保

- *森林の適正な管理・育成
- *都市緑化の推進による二酸化炭素吸収源の創出

4 地球温暖化防止のための横断的な対策の推進

- (1)地球温暖化防止のための横断的な対策の推進
 - *環境学習の推進
 - *民間団体との協働による地球温暖化対策の推進

4. 環境学習基本指針

(1) 指針策定の目的

環境基本計画に掲げる「市民一人ひとりが環境を大切にする人づくり」を実現するため、本 市における環境学習に関する施策や、環境学習に関わる家庭、学校、地域社会、事業者、行政 といった各主体の役割、連携のあり方などを整理し、本市における今後の環境学習の方向性や 新たに取り組むべき方策などを明らかにするため、平成15年3月に『宇都宮市環境学習基本指 針』を策定しました。

(2) 指針の内容

①指針の役割

環境学習基本指針は、本市における環境学習を総合的、体系的に推進するための基本的方向性を明らかにし、各主体の行う環境学習の効果的な推進や、その支援を図るものです。

②指針の位置付け

環境学習基本指針は、環境基本条例及び環境基本計画に掲げられた施策の方向等に準ずる ものであり、環境基本計画の部門別計画に位置付けるものです。

③環境学習の目標

「心の育成」

本市の豊かな自然や古い歴史と文化にふれあい、私たちを取り巻く身近な環境が持つ様々な価値に気づき、ふるさとの環境を慈しむ心を育みます。

「理解と行動の促進」

人間活動が、身近な環境から地球環境、さらには将来の世代にも負荷を与えていること への正しい理解と認識を深め、自らの責任と役割を自覚し、主体的な環境保全活動の実 践につなげます。

「パートナーシップの形成」

持続可能な社会の実現に向け、家庭、地域、学校、事業者、行政などあらゆる主体が参 画・連携します。

④環境学習施策の体系

1. 環境情報の整備と提供

1-1 環境情報の収集・提供の仕組みづくり

- ○インターネット等を活用した各種情報の収集及び情報提供体制の整備
- ○情報ネットワークの構築による情報交流や人的交流の推進
- ○環境学習ガイドブックの作成・配布 等

1-2 普及啓発の推進

- ○環境フェアの開催、環境ポスターコンクール等の普及啓発活動の実施
- ○普及啓発のための冊子・チラシやニュースレター等の作成・配布 等

2. 環境リーダー等人材育成の推進

2-1 人材の育成と人材登録

- ○指導者育成講座等の開催
- ○環境リーダーとなりうる人材の発掘、人材登録制度の整備
- ○市職員や教職員に対する研修会等の実施 等

2-2 人材活用のための仕組みづくり

- ○環境リーダー派遣制度の創設
- ○環境リーダー同士のネットワークづくりの支援 等

3. 環境学習の場と機会の提供

3-1 環境学習手法・教材・資材等の開発・整備

- ○体験を重視した環境学習プログラムの開発・整備
- ○発達段階に応じた学習カリキュラムの充実
- ○環境学習指導者向けガイドブックの整備 等

3-2 環境学習のための場の整備

- ○宇都宮市環境学習センターの機能充実
- ○貴重な樹林地の保全,人と自然の共生する緑地の整備
- ○環境学習拠点のネットワーク化による情報共有化 等

3-3環境学習の機会の拡充

- ○自然観察会、環境美化活動など、実体験を通じた環境学習の機会の充実
- ○各種講座, セミナー, 講演会など, 環境学習の機会の拡充
- ○学校,地域,事業者などを対象とした出前講座の実施 等

3-4 各主体の環境学習に関する実践活動への支援

- ○環境学習に必要な資料・教材・資材の整備・貸出・提供
- ○環境保全活動の助成、ボランティア情報、活動情報等の各種支援情報の提供
- ○事例発表の場の提供,活動情報の収集・提供,ネットワーク組織づくり 等

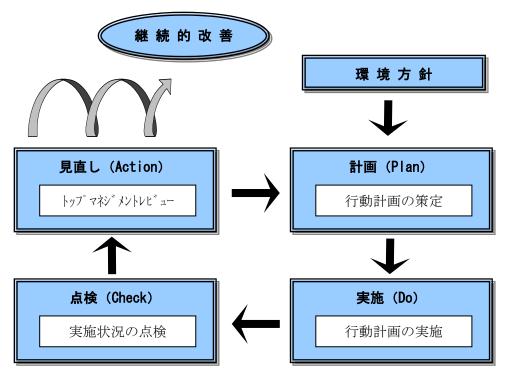
5. 環境マネジメントシステム

(1) 導入の目的

市は、「環境基本計画」に基づく各種の環境施策を推進する役割を担うとともに、市も1事業 者としての立場から、自らの事業活動における環境への負荷を低減し、環境に配慮した取り組 みを積極的に行っていく必要があります。

このため, 環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001 に基づく取組を推進し, 事業活動の実施に伴う環境影響を継続的に改善しています。

【環境マネジメントシステムの仕組み】



(2) 環境方針

①環境保全型の都市づくりの推進

人と自然が共生し、環境への負荷の少ない、持続可能な「環境都市」の実現をめざします。

②環境に配慮した事務事業の推進

環境目的・環境目標を定め、環境マネジメントシステムの継続的改善を図りながら、事務 事業による環境負荷の低減に努め、汚染の予防を図ります。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進 (2) 廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進
- (3) グリーン購入の推進
- (4) 公共工事のグリーン化の推進
- (5) 環境に配慮したイベントの推進

③環境法令の順守

環境法令等を遵守します。

④職員への教育・研修の実施

全職員が環境方針のもと,環境配慮の視点に立ち行動するために,教育・研修を行います。

⑤環境方針及び成果の公表

環境方針及び運用の成果について、広く市民に公表します。

(3) 環境管理活動の内容

①環境保全事業の推進

大気環境保全, 廃棄物対策, 環境教育など環境基本計画に掲げた施策の推進

②環境配慮行動の推進

市の施設における電気・水道・用紙使用量等の削減、グリーン購入の推進

③公共工事における環境配慮の推進

公共工事における自然環境への配慮や建設副産物のリサイクル等

④イベント事業における環境配慮の推進

イベント時における廃棄物の発生抑制やスタッフ・来場者の環境保全意識の啓発等

(4) 組織体制

本市の環境マネジメントシステムは、最高経営層である環境管理総括者(市長)及び環境 管理副総括者(副市長、上下水道事業管理者、教育長)のもとで、運用責任者である環境管 理責任者(環境部長)や各実行部門が環境管理活動を推進しています。

また、システムが I S O 14001 に基づき適切に運用されているかを判断するため内部監査機関を設置しています。なお、関連団体や常駐業者に対しても環境方針を周知し、環境管理活動への協力を要請しています。

